

家庭的保育事業等の認可・
特定地域型保育事業の
利用定員設定及び確認について

令和6年10月

児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の認可 子ども・子育て支援法に基づく確認と利用定員

1 子ども・子育て支援新制度においては、幼稚園は学校教育法により、認定こども園は認定こども園法により、保育所は児童福祉法により北海道がそれぞれ認可・認定を行います。より小規模である家庭的保育事業者等（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）は、児童福祉法により市町村が事業者からの申請に基づき認可を行います。

また、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提（幼稚園、保育所、認定こども園等）に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、施設型給付等の対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。

《認可制度と確認制度の関係》

	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	幼稚園	北海道	私学助成幼稚園
	認定こども園		②江別市 江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
	保育所		
地域型保育	家庭的保育	①江別市 江別市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	
	小規模保育		
	事業所内保育		
	居宅訪問型保育		

《家庭的保育事業等の類型（地域型保育事業）》

類型	内容等		利用定員	保育従事者
家庭的保育	家庭的雰囲気の下で、少人数を対象に保育を行う事業		～5 人	家庭的保育者
小規模保育	6 人～19 人の定員で保育を行う事業	A型	6 人～19 人	保育士
		B型	6 人～19 人	保育士（1/2 以上）
		C型	6 人～10 人	家庭的保育者
事業所内保育	企業の従業員の子どもと一緒に保育を行う事業	保育所型	20 人～ （認可保育所と同じ）	保育士 （認可保育所と同じ）
		小規模型	6 人～19 人	小規模保育 A 型、B 型と同じ
居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1 対 1 を基本に保育を行う事業		－	家庭的保育者

2 家庭的保育事業等の認可・特定地域型保育事業の利用定員の設定及び確認について
(予定)

類型		事業所内保育事業（小規模 B 型）	
設置年月日		令和 6 年 11 月 1 日（予定）	
施設	名称	結いの家保育園	
	所在地	文京台南町 44 番地 8	
設置者	名称	株式会社 3eee	
	所在地	札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 1－3	
認可・利用定員	3号認定	1～2 歳	12（8）人
		0 歳	3（2）人

※（ ）内は、事業所内保育の定員のうち地域枠の定員数です。

3 家庭的保育事業等の廃止・特定地域型保育事業の確認辞退について（予定）

類型		事業所内保育事業（小規模 B 型）	
廃止年月日		令和 6 年 10 月 31 日（予定）	
施設	名称	結いの家保育園	
	所在地	文京台南町 44 番地 8	
設置者	名称	(株)ONODERA ナーシングホーム	
	所在地	東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 3 号	
認可・利用定員	3号認定	1～2 歳	12（8）人
		0 歳	3（2）人

※（ ）内は、事業所内保育の定員のうち地域枠の定員数です。